

## 松山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、松山市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書資料購入のための財源を確保し、もって松山市立図書館（以下「図書館」という。）サービスの充実を図ることを目的とする。

### (定 義)

第3条 雑誌スポンサー制度とは、図書館に所蔵しようとする雑誌について、スポンサー（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入費用を負担し図書館に寄贈する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

### (雑誌スポンサーの資格)

第4条 雑誌スポンサーとは、図書館に所蔵しようとする雑誌の購入費用を負担し寄贈する、事業を行っている個人又は団体をいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーの対象としない。また、雑誌スポンサー決定後において、これらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 「松山市広告事業実施要綱」第4条第2項に該当する者及び「松山市広告掲載基準」第5に該当する規制業種又は事業者。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めた者。

### (広告の対象)

第5条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「松山市広告事業実施要綱」第4条第1項に該当するもの及び「松山市広告掲載基準」第6及び第10に該当するものは対象としない。

### (雑誌の種類及び寄贈方法)

第6条 雑誌の種類及び寄贈方法等は別に定める。

### (広告の方法)

第7条 広告の位置、規格、表示方法、掲載条件等は別に定める。

### (広告の期間)

第8条 広告の掲載期間は年度単位とし、市長が掲載を決定した月の翌月に発刊される号から年度内最終発刊号の配架期間とする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、以後3年目まで同様とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第9条 雑誌スポンサーの募集の方法は別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査)

第10条 市長は、雑誌スポンサーになろうとする者に対してその可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、雑誌スポンサーになることが適当であると決定したものに対して掲載しようとする広告の内容を記載した資料の提出を求め、審査をしなければならない。
- 3 市長は、前項の審査の結果、内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲載を行おうとする者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(審査会)

第11条 前条第2項に基づき、広告掲載内容について審査を行うため、松山市立図書館雑誌スポンサー・広告内容審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員長は松山市立中央図書館長（以下「委員長」という。）とし、委員は館長が必要と認める職にある図書館職員をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第12条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決すところによる。
- 4 委員長が必要と認めた時は、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(雑誌スポンサーの決定)

第13条 市長は、第10条の規定による審査により、適当と認めるときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(雑誌スポンサーへの措置要求)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、雑誌スポンサーに対して、次の各号に掲げる事項について、措置を求めることができる。

- (1) 広告の内容等に係る協議。
- (2) 掲載後の事情変更等により、広告内容が第5条に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときの広告内容の変更。

(広告掲載の停止)

第15条 市長は、業務上の支障その他特に必要と認めるときは、掲載中の広告物を一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。この場合において、寄贈され

た雑誌の返還、その他の補償は、これを行わないものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 第10条第3項の指示に従わないとき。
- (2) 雑誌スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。
- (3) その他スポンサーとして適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の責務)

第17条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月14日から施行する。